

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで  
平成 19 年 8 月 3 日付けの厚生年金保険期間照会結果は、「A事業所での申立期間に係る脱退手当金を支給済み。」というものであった。しかし、昭和 52 年 2 月 22 日付けの厚生年金保険期間照会結果では、脱退手当金を支給済みとはされていない。

また、私には、脱退手当金を請求した覚えは一切無い。

以上から、脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所で厚生年金保険を申立人と同時期に資格喪失している者のうち、連絡先が把握できた2名の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、両者とも自分の意思で請求したと供述していることを踏まえると、事業主による代理請求をうかがうことはできず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が、申立期間に係る事業所を退職する際に、当時の担当者から脱退手当金を請求した方が良いと言われたが、将来辞めた後も別の事業所で働くつもりだったので、請求はしていないとの供述は具体的で、その後申立人は厚生年金保険に加入しており、申立人の主張は基本的に信用できると考えられることから、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人が昭和 52 年 2 月に B 社会保険事務所から受領した厚生年金保険被保険者期間調書には、申立ての事業所に係る脱退手当金を支給済みとは記録されていない。

加えて、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から42年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を41年3月1日に、資格喪失日に係る記録を42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から42年4月まで

年金相談センターにおいて厚生年金保険の期間照会をしたところ、A事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無いことがわかった。

私は、A事業所において昭和39年11月から42年4月まで勤務し、電化製品の販売・修理業務に従事していたので、この期間は厚生年金保険に加入していたはずである。また、私が記憶している同僚も厚生年金保険に加入していることから考えると、私も加入しているはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所への照会結果及び当該事業所で申立人が勤務していた当時の同僚の供述から、申立人が、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶している同じ業務に従事していた年齢がほぼ同じである同僚に文書照会した結果、同僚自身は、昭和40年9月に当該事業所に入社し、同年12月31日まで4か月の試用期間を経て、41年1月1日から厚生年金保険被保険者となったのに対して、申立人は、昭和40年11月に入社し、同じ業務に従事しており、給与額も申立人とほぼ同額であったと供述していることから、申立人についても4か月の試用期間後の41年3月から当該事業所において厚生年金保険被保険者となったと考えるのが自然である。

さらに、当該事業所の現事業主は、昭和42年4月にB県から帰郷した時、申立人は入れ違いで退職したと供述していることから、申立人は同年3月まで当該事業所に勤務していたと推認することができる。

加えて、申立人及び事業主が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から42年3月までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から42年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年11月から41年2月までについては、申立人は、上記同僚よりも後に申立事業所に入社したと供述しているところ、上記同僚は、「昭和40年9月に当該事業所に入社し、4か月の試用期間を経て、41年1月1日から厚生年金保険被保険者となったのに対して、申立人は、40年11月に当該事業所に入社した」と供述している。

また、このほか厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和30年9月12日、資格喪失日に係る記録を31年4月28日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月12日から31年4月28日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険加入期間について照会申出書を提出したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。私には、A事業所における保険料控除の事実が確認できる給与明細表、賃金台帳の写とこれらの書類が正規のものであることを証明する事業主の証明書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賃金台帳、源泉徴収簿及びA事業所代表者の供述により、申立人が申立期間において同事業所に正社員として継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、A事業所から提出のあった引去明細書により、事業主が従業員の給与から控除した厚生年金保険料の総額には、申立人の保険料が含まれていることが確認でき、さらに、厚生年金保険料の事業主負担分を計上する元勘定帳（法定福利費）には、引去明細書に記載された厚生年金保険料と同額が計上されていることから、当時、事業主は、社会保険事務所に納付する従業員負担分及び事業主負担分の厚生年金保険料を適切に各帳簿に記載、処理していたと考えられる。

一方、社会保険事務所には、申立人に係る被保険者記録が無いが、この原因は、事業主からの各種届出漏れ又は保険者における被保険者名簿の作成漏れのいずれもが考えられる。しかしながら、事業主が保管していた各種帳簿及びその事務処理並びに管轄の社会保険事務所においては納入告知書を被保険者名簿ではなく各種届書により計算し作成していたとの関係者の供述から判断す

ると、当該社会保険事務所は、事業主からの届出を受け、それに基づいて納入告知額の告知を行う一方で、申立人に係る被保険者記録を被保険者名簿に記載しなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付したことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和30年9月12日、資格喪失日に係る記録を31年4月28日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、源泉徴収簿の記録から6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで

私の妻は26歳の時に病気で3か月間入院した。その時、同じく入院していた女性から年金は大切だと教わり、その後、市町村役場で国民年金への加入手続を行い、昭和52年4月から納付を開始し、56年3月まで国民年金保険料を納付している。

私についても、妻が同時に加入手続をして一緒に保険料を納付したはずなので、未加入とされている申立期間(妻の保険料が納付とされている期間)の年金記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録はなく、同時に加入手続をしたとする妻の国民年金手帳記号番号の前後の記録においても確認できない。

また、申立人の妻は、「昭和56年4月1日に被用者年金の配偶者となった。」として、57年4月17日に国民年金の資格喪失手続を行い、申立人についても同時に資格喪失手続を行ったと供述しているが、申立人が現在に至るまで国民年金に加入したことをうかがわせる状況は見受けられないことから、資格喪失手続が行われたとは推認し難い。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の妻も申立期間の保険料納付に関する記憶はあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から57年3月まで

私は、昭和45年にA市町村へ転居した時に国民年金の加入手続をし、国民年金手帳の交付を受け、以後は夫と一緒に保険料を納付していました。

その後、昭和63年にB市町村へ転入した時に、夫の手帳は返してくれたが、私の手帳は返却されずオレンジ色に変わり、現在に至っています。

手続や家計はすべて私がしていたので、夫の保険料と一緒に私の保険料も納付していたことは間違いなく、社会保険庁の記録が昭和45年4月から57年3月までの期間について夫は納付となっているのに私は未納となっていることには納得できません。国民年金加入記録の訂正を希望します。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在手許にある国民年金手帳はB市町村で発行され、それ以前に別の手帳を所持していたと主張しているが、この手帳は、昭和58年8月3日にA市町村で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市町村において申立人の夫の国民年金被保険者名簿（納付記録）は昭和45年4月から存在しているが、申立人の国民年金被保険者名簿は存在しない上、加入手続時の住所が申立期間当初の住所となっていないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは推認し難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに有力な証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から7年3月31日まで  
平成3年3月31日までA小学校長として勤務し、退職後同年4月1日から7年3月31日までB事業所に継続して勤務していたのに、3年4月1日から4年6月30日までしか厚生年金保険の加入期間がありません。申立期間について厚生年金保険未加入とされていることに納得できないので調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所の健康保険組合への加入記録及び雇用保険の資格記録から、申立人は申立期間については、当該事業所に非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所では「平成4年7月1日の処遇変更により、申立人はC事業所からB事業所の非常勤職員となり、当方の非常勤職員については、7年当時まで事業所として厚生年金保険の適用対象とはしておらず、当該職員である申立人から申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

また、B事業所の担当者は「会計検査院の指摘により、平成7年7月1日付けで在籍していた非常勤職員については厚生年金保険の資格を遡及（そきゅう）して取得させたが、申立人は7年3月31日付けですでに退職していたためその対象とはならなかった。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では申立人の申立期間における厚生年金保険の加入は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで  
昭和 27 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 21 日まで勤務した A 事業所の期間について、厚生年金保険加入期間照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、32 年 1 月 1 日から同年 3 月 21 日まで厚生年金保険被保険者との回答であった。しかし私は、27 年 4 月 1 日から A 事業所に入社し厚生年金保険料も控除されていたので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、A 事業所の厚生年金保険新規適用年月日は昭和 32 年 1 月 1 日となっており、当該日より前に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見られない。

また、申立人より前に入社した同僚は当時の厚生年金保険の適用について、当該事業所は戦前から存在していたが、昭和 32 年 1 月 1 日までは厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかったと供述している。

さらに、他の同僚からも、申立人の申立期間に係る保険料控除について有力な供述は得られない。

加えて、当該事業所は昭和 50 年 2 月 15 日に組織変更し、当時の役員も死亡しているため申立人の保険料控除について回答できないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年ごろから18年秋ごろまで  
② 昭和18年秋ごろから22年ごろまで

申立ては、A市町村に住んでいた時のことです。

申立期間①については、昭和17年ごろからB事業所に勤務していました。

申立期間②については、B事業所で勤務していた昭和18年秋ごろ、C事業所が設置されたので、事務員として勤務することになりました。18年冬に嫁入りして、C事業所からの給料はしゅうと、しゅうとが亡くなってからはしゅうとめが全部管理しており、税とか保険とかの言葉は覚えていませんが、積立てという言葉が少し覚えています。

働いていた事実はどこかに残っていると思いますので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険法において、女子が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年10月以降であり、当該期間において申立人が厚生年金保険に加入することはできない。

申立期間②について、申立人の記憶及び同僚の供述等により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することはできるが、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、申立ての事業所について、D社会保険事務局に照会したが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

さらに、申立人が記憶する申立ての事業所の所長と推認される者の厚生年金保険の加入記録を確認したが、当該期間の加入記録は見当たらない。

加えて、厚生年金保険法において、女子が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年10月以降であり、申立期間のうち同年9月までは、申立人は厚生年金保険に加入することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 27 日から 40 年 12 月 16 日まで  
ねんきん特別便を受け取り被保険者期間の確認を行ったところ、A事業所で勤務していた申立期間の脱退手当金が支払われている旨の回答があった。厚生年金保険を脱退する理由もなく、一時金を請求したことも受け取ったこともまったく記憶がないので、申立期間について脱退手当金を受け取っていないものと記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

i) A事業所からの回答、ii) 同事業所における申立期間当時の労務管理担当者の供述、iii) 社会保険庁オンライン記録の職歴審査照会回答票 20 ページ分に記録されている当該事業所の女性従業員で昭和 35 年から 45 年までの脱退手当金受給資格対象者 64 名中 35 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 34 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立期間当時、当該事業所においては、脱退手当金の請求手続は事業主による代理請求により行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで  
A事業所がオープンして間もなくから、姉の家に下宿しながら、同事業所内のB事業所に通勤しており、38 度以上の高熱を押してまでも出勤した記憶もある。当時、優良販売員として市町村長表彰してもらったことがあり、A事業所内のB事業所に勤めていたのは間違いなく、退職するまで厚生年金保険も加入してくれていたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所内の和菓子売場に勤務していた時期があることは、同事業所に昭和 38 年に入社した食品売場担当者の供述から推認することができるものの、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が、勤務していたとするB事業所の顧問社会保険労務士が保管している昭和 37 年から 43 年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書には申立人の記録は見当たらない。

さらに、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録を確認することができず、ほかに申立てに係る関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月13日から35年4月21日まで  
② 昭和35年5月1日から36年1月1日まで  
③ 昭和36年2月6日から38年8月1日まで

昭和32年から38年にかけて勤めた厚生年金保険記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険期間について脱退手当金を支給されているとの回答があった。

会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の手続をした記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が過去に勤務した3事業所のすべての厚生年金保険加入期間について支給されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約11か月後の昭和39年7月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は、申立期間③の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人に受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。